

「クリーニング所の使用前の確認」〈審査基準〉

○クリーニング業法（昭和二十五年五月二十七日法律第二百七号）

〔営業者の衛生措置等〕

第三条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

- 2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
- 3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
 - 二 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わつたものと終わらないものに区分しておくこと
 - 三 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること
 - 四 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること
 - 五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
 - 六 その他都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区については、市又は特別区）が条例で定める必要な措置

〔クリーニング所の使用〕

第五条之二 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第三条第二項又は第三項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

○クリーニング業法施行規則（昭和二十五年七月一日厚生省令第三十五号）

〔消毒を要する洗たく物〕

第一条 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）第三条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

- 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 三 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

○クリーニング所等に係る公衆衛生上の措置に関する条例（平成十四年十二月二十日条例第五十九号）

1 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第三条第三項第六号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 クリーニング所は、住居及び他の営業の用に供する施設と区画し、かつ、他の用途に使用しないこと。
- 二 クリーニング所は、洗濯物の処理又は受取及び引渡しに必要な広さを有するものとし、採光又は照明及び換気を十分に行うこと。
- 三 クリーニング所の設備及び洗濯物を運搬するための容器は、月一回以上消毒すること。
- 四 クリーニング所内のねずみ及び昆虫の駆除に努めること。
- 五 洗濯場の側壁は、その床から少なくとも高さ五十センチメートルまでの部分は、耐水性の材料を使用すること。
- 六 洗濯場には、洗濯に使用する薬品を保管する設備を備えること。
- 七 仕上場の床は、板又は耐水性の材料を使用すること。
- 八 仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台その他の設備を備えること。
- 九 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第一条各号に規定する洗濯物は、その消毒が終わり、又は消毒の効果を有する方法によりなされる洗濯が終わるまでは、専用の棚又は容器に収めること。

2 ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用するクリーニング所にあつては、前項各号に定めるもののほか、次の措置を講じなければならない。

- 一 テトラクロロエチレン及び使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物（以下「テトラクロロエチレン等」という。）を保管する場所は、床が不浸透性の材料で作られ、直射日光を避け、かつ、雨水の浸入を防止することができる構造とすること。
- 二 テトラクロロエチレン等は、密閉することができる耐溶剤性の容器に保管すること。
- 三 テトラクロロエチレンを溶剤として使用するドライクリーニング機械には、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を備えること。ただし、排液処理装置については、他の方法により排液を適正に処理することができるものと認められる場合は、この限りではない。